

弊社刊行の『法的根拠に基づくケアマネ実務ハンドブック—Q&A—でおさえる業務のツボ—』につきまして、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行された介護保険法改正および介護報酬改定の内容を踏まえて、変更箇所等を記した新旧対照表を作成いたしました。（2015 年 6 月 2 日更新）

該当頁	該当箇所	新（平成 27 年 4 月 1 日～）	現（～平成 27 年 3 月 31 日）
8 頁	法第 77 条第 5 項 枠内本文 5 行目～	若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（略）を利用できるよう	<u>又は地域密着型介護予防サービス</u> を利用できるよう
	法第 7 条第 5 項 枠内本文 8 行目～	地域密着型介護予防サービス事業を行う者、 特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等 との	地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との
9 頁	法第 69 条の 34 第 1 項 枠内 本文 4 行目～	介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は 特定介護予防・日常生活支援総合事業 が特定の種類又は	介護予防サービス <u>又は</u> 地域密着型介護予防サービスが特定の種類又は
	法第 69 条の 34 枠内 第 2 項と施行規則の間に 新規挿入	3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。	なし（4 月～追加になる）
43 頁	① の吹き出し 2 行目	第 15 号	第 <u>14</u> 号
	① の吹き出し 3 行目	第 13 号	第 <u>12</u> 号
84 頁	ポイントメモ	二十二	<u>二十一</u>
		二十三	<u>二十二</u>
100 頁	本文 3 行目	第 16 号	第 <u>15</u> 号
	本文 5 行目	第 16 号	第 <u>15</u> 号
104 頁	枠内 2 行目	第 16 号	第 <u>15</u> 号
	枠内 3 行目	第 15 号	第 <u>14</u> 号
	枠内 5 行目	第 15 号	第 <u>14</u> 号
105 頁	枠内 2 行目	第 22 号	第 <u>21</u> 号
107 頁	② タイトル（ ）内	第 16 号	第 <u>15</u> 号
	② 枠内 1 行目	第 12 号	第 <u>11</u> 号
	③ 枠内 1 行目	第 13 号	第 <u>12</u> 号
	④ タイトル（ ）内	第 15 号	第 <u>14</u> 号
	⑤ タイトル（ ）内	第 22 号	第 <u>21</u> 号
134 頁	本文 4 行目	第 16 号	第 <u>15</u> 号
135 頁	運営基準の解釈通知 (7) ⑩ 本文 8 行目	当該計画（以下、「個別サービス計画」という。）における	当該計画における位置付けを理解できるよう
144 頁	本文 1 行目	第 13 号	第 <u>12</u> 号

該当頁	該当箇所	新 (平成 27 年 4 月 1 日～)	現 (～平成 27 年 3 月 31 日)
147 頁	① の吹き出し 2 行目	第 13 号	第 12 号
151 頁	モニタリングシート II モニタリング項目	この行を削除	7. 生活形態 (独居の有無)
151 頁	モニタリングシート 一番下の吹き出し	吹き出し削除	独居高齢者加算を...の吹き出し
154 頁	本文 4 行目	第 14 号	第 13 号
	本文 6 行目	第 15 号	第 14 号
		第 16 号	第 15 号
		第 22 号	第 21 号
156 頁	ポイントメモ	第 14 号	第 13 号
158 頁	本文 1 行目	第 14 号	第 13 号
	本文 8 行目	第 14 号	第 13 号
159 頁	下の吹き出し①	第 14 号	第 13 号
	下の吹き出し②	第 14 号 第二の 3 (7) ⑭	第 13 号 第二の 3 (7) ⑬
	下の吹き出し③	第 14 号	第 13 号
	下の吹き出し④	第 14 号	第 13 号
170 頁	第 29 条第 2 項第一号	第 13 号	第 12 号
	第 29 条第 2 項第二号 二	第 14 号	第 13 号
184 頁 一覧表	該当する運営基準 アセスメント	第 16 号	第 15 号
	該当する運営基準 サービス担当者会議	第 16 号 第 15 号	第 15 号 第 14 号
	該当する運営基準 ケアプラン	第 16 号	第 15 号
	該当する運営基準 モニタリング	第 14 号	第 13 号
185 頁	一番下の枠	第 14 号及び第 15 号 (・・・第 16 号)	第 13 号及び第 14 号 (・・・第 15 号)
188 頁	本文 3 行目	第 14 号	第 13 号
202 頁	枠内の単位数上から	1,042 1,353 521 677 313 406	1,005 1,306 502 653 301 392
203 頁 ～ 210 頁	第 8 章第 6 節 第 8 章第 7 節	2 節とも削除	独居高齢者加算① 独居高齢者加算②
220 頁	日付と日時の別 の表 上 2 行	上の 2 行を削除	認知症加算 独居高齢者加算 の行

第2版時の修正

弊社刊行の『法的根拠に基づくケアマネ実務ハンドブック—Q&A—でおさえる業務のツボ—』の初版刊行後、間もなく、2014（平成26）年4月1日から消費税率の見直しに伴う介護報酬改定が行われました。この度、改版に伴い、前述の内容を含む、一部、内容の見直しを行いました。初版と第2版の変更点につきましては、以下の表をご参照ください。（2014年6月10日更新）

該当頁	該当箇所	初版（2014年3月25日発行）	第2版（2014年6月10日発行）	備考
105頁	13行目	また、やむを得ない理由と判断した場合 <u>については、その理由を記載する必要があります。書類の記載漏れを起こさないよう、注意しましょう。</u>	また、やむを得ない理由と判断した場合 <u>にも、担当者等と情報交換を行うなど、利用者の状況等についての情報やケアプラン原案の内容を共有できるように連絡調整すること、などが求められていることに注意しましょう。</u>	
128頁	18行目	<u>解答に悩んだ場合は、3-2ポイントメモ（→80ページ）を参照してください。</u>	<u>回答に悩んだ場合は、3-2ポイントメモ（→80ページ）を参照してください。</u>	
130頁	下5行目	利用 <u>表</u> 等の再作成等が必要な場合	利用 <u>票</u> 等の再作成等が必要な場合	
132頁	ポイントメモ 2行目	<u>『介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し』に関するご意見への対応について（平成22年老介発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号）</u>	<u>見直し通知</u>	
138頁	下1行目	「直近の」ケア <u>ア</u> プランとその実施状況	「直近」のケアプランとその実施状況	
178頁	下1行目	—	<u>保存すべき書類の種類等については、運営基準第</u>	

			<u>29条第2項(170ページ)を参照ください。</u>	
189頁	下8行目	<u>『介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し』に関するご意見への対応について(平成22年老介護0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号)</u>	<u>見直し通知</u>	
202頁	単位数	<u>1,000単位</u> <u>1,300単位</u> <u>500単位</u> <u>650単位</u> <u>300単位</u> <u>390単位</u>	<u>1,005単位</u> <u>1,306単位</u> <u>502単位</u> <u>653単位</u> <u>301単位</u> <u>392単位</u>	
222頁	下7行目	<u>運営基準</u> の解釈通知に、	<u>算定基準</u> の解釈通知に、	